

B・T Hall (Break Through Hall)

基本利用規約

貸主である株式会社ピアノプラザ札幌（以下「甲」という）と、借主（以下「乙」という）は、甲が運営する「Break Through Hall」（以下「本施設」という）の利用に関し、以下の通り基本利用契約（以下「本契約」という）を締結する。

◆ 第1条（目的および施設概要）

1. 本施設「Break Through Hall」は、音楽を深く味わっていただくために防音・遮音等の音響設計が施されたホールであり、本格的なリサイタルからサロンコンサートまで幅広く対応するものとする。本契約は、乙が本施設および付帯設備を利用するにあたり、甲乙間で共通して適用される基本条件を定める。
2. 本施設の収容人数は、観客席60名とする。
3. 本施設には、スタインウェイ&サンズ社のフルコンサートモデル「D-274」（札幌コンサートホールKitaraやサントリーホール等、各都市のホールに導入されている同型の世界最高峰のコンサートグランドピアノ）を常設ピアノとする。
4. ホールの基本利用料金には、グランドピアノ1台、専用高低自在椅子1脚、マイク、ミキサー、照明、客席等の設備、および舞台袖・舞台裏の利用が含まれるものとする。楽屋・控室（有料）などが必要な場合は事前に予約申請をする。

◆ 第2条（営業時間および利用時間の延長）

1. 本施設の営業時間は原則10:00～18:00とし、定休日は火曜日（祝日の場合は通常営業）とする。
2. 営業時間の延長は、早朝は営業時間の1時間前（9:00）から、夜間は終了時間の最大3時間後（21:00）まで可能とする。
3. 利用時間には、準備および後片付け（原状回復）の時間を含むものとし、乙は必ず予約時間内に退出するものとする。利用時間を超過した場合は、1時間単位で各プランの基本料金が加算されるものとする。

◆ 第3条（利用の申込と契約の成立）

1. 乙は、本契約に基づき別途甲乙間で取り交わす「Break Through Hall個別利用仕様書」（以下「個別契約」という）をもって利用申込を行うものとする。個別契約の定めと本契約の定めが抵触する場合は、個別契約の定めが優先する。
2. 事前の打ち合わせ後、第5条に定める予約申込金の支払いをもって申請を承認し、利用契約が成立するものとする。
3. 打ち合わせの内容により、本施設での公演がふさわしくないと甲が判断した場合は、利用をお断りすることがある。

◆ 第4条（当日の受付・利用に関する事項）

1. 利用当日は、利用開始時間の20分前までに受付へお越しいただき、未払い料金等がある場合は精算を行い、公演資料として当日のプログラムを1部提出のうえ、最終の打ち合わせを済ませるものとする。
2. 乙（使用者ご本人または使用団体代表者様）が受付を済ませるまで、いかなる理由があっても本施設の開放は行わないものとする。
3. 来場者の受付、誘導、および本番中の舞台関係のサポート等については乙の責任で行うものとし、甲はこれらを一切行わないものとする。
4. 乙がフライヤーや案内状等を作成する際には、主催者である乙の電話番号を明記するものとする。

◆ 第5条（利用料金・支払方法およびキャンセル）

1. 乙は、事前の打ち合わせ（予約申請）後、3日以内に予約申込金（基本料金の50%）を支払うものとする。指定の期日内に手続き（ご来店またはお振込）が行われない場合は、自動的にキャンセルとみなすものとする。
2. 利用料金の残金は、利用日の46日前までに甲が指定する銀行口座へ事前振込にて支払うものとする（振込手数料は乙の負担とする）。期日までに入金が確認できない場合、甲は催告なく申込を撤回し、予約を取り消すことができる。
3. 乙の都合により予約をキャンセルする場合は、必ずお電話にて甲へ速やかに通知しなければならない。
4. キャンセル通知の受領日を基準として、乙は以下のキャンセル料を甲に支払うものとする。・利用日の46日前まで：無料（受領済みの利用料金から振込手数料を差し引いた残額を返金）・利用日の45日前～当日：ご利用料金の100%
5. 利用日の45日前を過ぎてからの日程変更は一度キャンセル扱いとし、100%のキャンセル料が発生するものとする。

◆ 第6条 (利用に関する遵守事項・禁止事項)

乙は本施設の利用にあたり、以下の事項を遵守するものとする。

1. 本施設 (ホール) 以外のお部屋を楽屋として利用する場合は、事前にレンタルの申込予約を行わなければならない。
2. 駐車場の利用は主催者 (乙) 用として5台まで無料とする (利用当日、車のナンバーを申告すること)。一般の来場者には公共交通機関での来場を促すものとする。
3. 入場料を徴収するコンサートやイベントを開催する場合においても、通常料金で本施設を使用できるものとする (バック割などの割引適用不可)。
4. 本施設内での火気の取扱、喫煙、危険物等の持ち込み、および甲が許可した場所以外での飲食を固く禁ずる。

◆ 第7条 (スタインウェイフルコンサートモデルおよび設備の利用に関する特則)

本施設の常設ピアノおよび付帯設備の利用にあたり、乙は以下の事項を厳守するものとする。

1. ピアノの大屋根の開閉、譜面台の取り外し、および照明の調節等の希望がある場合は事前に甲のスタッフに申し付けるものとし、事故防止のため操作は必ずスタッフが行うものとする。また、ピアノの移動は原則として行わないものとする。
2. 鍵盤、鍵盤蓋、譜面台以外の部分には触れないものとする。また、アルコール等での手指消毒直後に鍵盤に触れることを禁ずる。
3. 腕時計、スマートフォン、タブレット等の硬い物を直接ピアノの上に置くことを固く禁ずる。
4. 消しゴムのカスや鉛筆などの筆記用具等をピアノ内部に落とさないよう十分注意すること (本ピアノは鍵盤蓋が外れない構造のため、万一落下させた場合は速やかに甲のスタッフに申し出ること)。
5. プリペアド・ピアノや内部奏法 (特殊奏法) など、通常の奏法以外の使用を固く禁ずる。
6. 録音・録画のためにマイクや機材等を設置する場合は、必ずピアノから30cm以上離し、ピアノの上や内部には設置しないものとする。設置の際は甲のスタッフに確認すること。
7. ピアノの調律は、利用日時までに甲指定の調律師が事前に行う (ピッチは442Hz)。ピアノのピッチ変更、当日の立ち会い、および甲指定以外の調律師による作業は承らないものとする。

◆ 第8条 (使用の制限および承認の取消し)

甲は、乙が以下のいずれかに該当すると判断した場合、申込後や利用中であっても使用承認の取消し、または使用条件の変更をすることができる。この場合において、受領済みの利用料 (予約申込金を含む) は、いかなる理由があっても返金しないものとする。

- ① 本契約および利用条件に違反したとき
- ② 公益を害し秩序を乱すおそれがあるとき
- ③ 本施設の使用権を甲の了解なく第三者に譲渡または転貸したとき
- ④ 騒音等で他に迷惑を及ぼし、かつ係員の指示に従わないとき
- ⑤ 申込時の内容と異なり、公演内容が本施設にふさわしくないと甲が判断したとき
- ⑥ その他、管理上支障があると甲が認めたとき

◆ 第9条 (免責および損害賠償)

1. 乙 (関係者および来場者を含む) の故意または過失により本施設や備品 (特にピアノ) を汚損・破損した場合は速やかに甲のスタッフへ連絡するものとし、乙は交換・修理費等の実費および修復期間中の営業補償を賠償するものとする。
2. 不測の事態 (天災地変、施設の故障等) により公演を実施できなくなった場合、または本施設の利用中において生じた乙および来場者の損害について、甲は一切の責任を負わないものとする。

◆ 第10条 (運営元および管轄裁判所)

1. 本施設の運営主体および連絡先は以下の通りとする。
2. 運営元: 株式会社ピアノプラザ札幌
3. 所在地: 〒062-0020 北海道札幌市豊平区月寒中央通2丁目2-1 2F
電話番号: 0120-88-5327 メール: info@pianoplaza.net
4. 本契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する札幌地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。